

さいたま市告示第998号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和8年6月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字南中野字新田

1102番1、1102番3、1102番4、1102番5、1102番6、1102番7、  
1102番8、1102番9、1102番10、1102番11、1102番12、  
1102番13、1102番14、1102番15、1102番16、1102番17、  
1111番2、1111番5、1111番6、1111番7、1111番8、1111番9、  
1111番2地先

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号  
株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋

3 許可番号

令和7年11月28日

第変 - N2025076号

4 検査済証番号

令和8年6月15日

第完 - N2025076号